

○環境省告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の二及び第十二条の十二の十四の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年 月 日

環境大臣 石原 宏高

一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第六条の二十四の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

一 石綿含有一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物をいう。）

二 ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が一般廃棄物となったもの又はこれらの物を処分するために処理したもののうち、廃油であって当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラムを超えるもの、廃酸若しくは廃アルカリであって当該廃酸若しくは廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラムを超えるもの、廃プラスチック類若しくは金属くずであって当該廃プラスチック類若しくは金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着している、若しくは封入されているもの、陶磁器くずであって当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着しているもの、又は廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず若しくは陶磁

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、石綿含有一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物をいう。）とする。

（新設）

（新設）

器くず以外であって当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラムを超えるもの。

2 規則第十二条の十二の十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一 廃ポリ塩化ビフェニル等（令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ・ロ （略）

ハ ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの

ヘ ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもののうち、当該廃棄物に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が、〇・五パーセントを超えるもの

二 ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）のうち、次に掲げるもの

イ～ニ （略）

ホ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずにポリ塩化ビフェニル

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十二の十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一 廃ポリ塩化ビフェニル等（令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ・ロ （略）

（新設）

（新設）

二 ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）のうち、次に掲げるもの

イ～ニ （略）

（新設）

が塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき、当該部分に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量が十万ミリグラムを超えるもの

ヘ 廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたものであって、ポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき、当該部分に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量が十万ミリグラムを超えるもの

ト 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき、当該部分に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量が五千ミリグラムを超えるもの

三～五 (略)

(新設)

(新設)

三～五 (略)